

相談会実施報告書

1 相談会名

全国一斉労働トラブル110番

2 開催日時

平成24年11月14日（水） 17:00～20:00

平成24年11月21日（水） 17:00～20:00

3 開催趣旨

厚生労働省の発表によれば、人事労務管理の個別化や雇用形態の多様化等に
伴い、個々の労働者と使用者間のトラブルは毎年大幅に増加しています。平成
23年度、全国の総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談件数は約1
11万件にのぼり、過去最高を記録した平成21年度と同水準で高止まりして
います。また、リーマン・ショック以降の世界同時不況、さらには昨年3月1
1日に発生した東日本大震災の影響により、企業や労働者を取り巻く状況はま
ずす厳しいものとなっています。

本相談会は、今年で6回目を迎えますが、これまでも賃金未払いやサービス
残業に関する相談を中心に、多くの相談が寄せられてきました。そのため、本
年度も賃金未払いやサービス残業など、労働に関するトラブルを抱えた方々
のご相談をお受けするために本相談会を開催することと致しました。

4 相談者数

合計 15名

内訳 11月14日（男性4名、女性5名）

11月21日（男性6名、女性0名）

5 主な相談内容

- ・賃金未払（支給額が最低賃金を下回っている等） 7件
- ・解雇（解雇を不当として取消交渉をしたい等） 2件
- ・サービス残業 2件
- ・ハラスメント（社内のパワハラを上司、相談機関に持ち込んでも解決しない）
1件

- ・配置転換 1件
- ・その他 2件

6 実施した感想・コメント・今後の対応

今回の相談会は、11月14日は3名、11月21日は4名、計7名の司法書士が相談員として対応にあたりました。相談開始直後から電話が鳴り出し、中盤までは比較的途切れずに電話が鳴ったという印象でした。

全体的な傾向としては、小規模の企業で、労働組合などが無い規模の小さい会社に勤めている方の相談が多かったと思います。また、相談内容としては、賃金債権が2年の消滅時効にかかることを認識していないケースや労働協約、就業規則がわからないといった相談が多く寄せられました。

労働問題は、個別事情が詳しくわからないと対応することが難しい問題が多いのが特徴です。今後も司法書士としては相談実績を積み重ねながら、問題の解決に向けて努力していくことが求められていると感じます。

今回の相談会を実施し、多くの方が労働問題について悩みを抱えていることが改めて分かるとともに、相談を持ちかける機関を探している方々の多いことにも気付かされました。今後も、長野県司法書士会では、下記の電話相談で継続的に労働問題を抱える方からの相談に応じるとともに、労働問題で悩みを抱える方々の心強い相談窓口となるように対応の充実を図っていく所存です。

毎月第2，4月曜日の12時から15時まで

電話 026-232-2110